

熊本県告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
社会福祉法人泉村社会福祉協議会泉村事業所 八代郡泉村大字柿迫3131番地	事業所の所在地	八代郡泉村大字下岳2974番地

熊本県告示第461号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系江田川及び浦谷川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
江田川両岸堤防及び浦谷川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
玉名郡菊水町大字江田字横枕24番1地先から
玉名郡菊水町大字江田字瀬戸493番1地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 菊水町 代表者 菊水町長 前淵 治
玉名郡菊水町大字江田3886番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成15年4月10日から道路の存続する日まで

熊本県告示第462号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系江田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
江田川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
玉名郡菊水町大字江田字瀬戸493番1地先から
玉名郡菊水町大字江田字瀬戸528番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 菊水町 代表者 菊水町長 前淵 治
玉名郡菊水町大字江田3886番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。